

陳 情 文 書 表 (令和8年9月30日定例会提出)

陳情第40号

奈良市議会議員柿本元気氏の路上駐車疑惑に関する調査及び適切な対応を求める陳情

令和8年9月4日受理

陳情者 ●●●●●●●●●●●●●●●●
湯 浅 忠 雄

陳情の趣旨

奈良市議会議員柿本元気氏について、自宅前道路への車両駐車が道路交通法に抵触する可能性があるとの指摘が、令和8年6月以降、SNS上で広く拡散されております。

指摘の根拠として、Googleマップ等に写る車両の位置関係が上げられており、「家の前に車を路駐している」との指摘がなされています。一方、柿本議員御本人は、「当該車両は自身のものではない」、「当該道路は幅員6メートルであり法的に問題ない」、「駐車場は確保している」と説明されています。

地方議会議員は、市民の模範となるべき立場にあります。道路交通法の遵守は、市民生活の安全と公平性に直結する基本的な事項です。疑惑が事実であれば、公職者として不適切であり、事実でないのであれば、正確な情報を市民に示し、無用な混乱を収める必要があります。

つきましては、下記のとおり陳情いたします。

陳情事項

1. 指摘されている駐車場所及び車両について、道路交通法上の適法性(幅員、駐車禁止規制の有無、通行の妨げの有無等)を関係機関と連携して確認すること。
2. 確認結果を、可能な範囲で市民に明らかにすること。
3. 仮に法令違反が認められる場合は、議員としての職責に照らし、適切な指導・是正を行うこと。違反が認められない場合は、その旨を明確にすること。
4. 公職者の自宅周辺を無断で撮影・拡散する行為についても、プライバシー侵害や嫌がらせにつながらないよう、必要な注意喚起を検討すること。

以上、地方自治の公正性と市民の信頼確保のため、誠実な調査と対応をお願い申し上げます。